

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
24	化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。</p> <p>この結論を踏まえ、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築し、運用を開始したところ(平成26年6月公布、同年10月施行)。</p>	—
25	化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。</p> <p>この結論を踏まえ、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築するとともに、当該制度の運用をしているところ(平成26年6月公布、同年10月施行)。</p> <p>また、以下の個別の課題を検討し、順次結論を得て実施した。</p> <p>①微量の副生新規化学物質についての取扱いを合理化するため、新規化学物質の届出に関する事業者向けマニュアルを改正し、実用的な製法で分離が困難であれば混合物として届け出ることが可能であることを明確化した。</p> <p>②生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でない判定できる仕組みなどを導入した。</p> <p>③事業者による重複試験を削減する観点から公示済みの新規化学物質等の判定結果や試験結果を順次公表することとした。特に、蓄積性のQSAR等の類推評価を促す観点から、生物蓄積係数(BCF)の結果等を事業者が使いやすい形式で順次公表した。</p> <p>④イオン性化合物の蓄積性を簡易な試験法で評価できるよう新たなルールを導入した。</p>	—
26	輸出通関申告官署の自由化	通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論(平成29年度まで順次実施)	財務省	措置済	<p>財務省関税局において、広く関係先の意見を聞きつつ、平成29年度のNACCS更改時における通関手続の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みを踏まえて、輸出申告について一元的にNACCSに申告することを可能とするための施策について検討を行った。これに加え、輸入申告についても申告官署の自由化について検討を行った。関税・外国為替等審議会答申(平成26年12月30日)において、以下の基本的方向性に沿って具体的な検討を行うことが適当とされた。</p> <p>① 蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持する。</p> <p>② AEO輸出入申告について、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とする。</p> <p>③ 通関業の営業区域制限を廃止する。</p>	申告官署の自由化については、通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を踏まえつつ、平成29年度までに実施する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④その他							
27	短期ビザの発給要件の緩和	今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。	平成25年夏までに措置	外務省	措置済	平成25年7月1日より、タイ及びマレーシア国民に対し短期滞在ビザ免除の開始及び再開、ベトナム及びフィリピン国民に対し短期滞在数次ビザ発給の開始、インドネシア国民に対し短期滞在数次ビザ滞在期間の延長(15日から最長30日)を実施した。 また、カンボジア及びラオス国民に対しては平成25年11月18日より、ミャンマー国民に対しては平成26年1月15日より、インド国民に対しては同年7月3日より短期滞在数次ビザの発給を実施した。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住している当該国籍人についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を平成26年9月30日より実施しており、さらに、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続き簡素化を同年11月20日より実施した。 また、インドネシア国民に対して、在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を同年12月1日より実施した。	—

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①新たな保険外併用の仕組みの創設

1	1の項目は、①「新たな保険外併用の仕組みの創設」(1頁～2頁)に記載						
---	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

2 ~ 21	2~21の項目は、②「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」(3頁~9頁)に記載						
--------------	--	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

22 ~ 31	22～31の項目は、③「革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善」(10頁～13頁)に記載						
---------------	---	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築							
32	医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。	次期医療保険制度改正において検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年通常国会において提出した国保法等改正法案において、 ①医療費適正化計画の期間を6年とし、医療計画、介護保険事業支援計画の期間と一致させ、 ②計画等を定めるに当たっては地域医療構想の推進及び地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意すること といった規定等を新たに設けることとしている。	法案成立後、次期計画の策定に資するよう、平成27年度中に医療費適正化基本方針(大臣告示)を定めることとしている。
33	医療計画における保険者の視点の導入	医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年4月1日)に合わせて措置	厚生労働省	措置済	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)に基づく医療法の改正により、医療計画の作成・変更等に当たり、都道府県医療審議会や市町村等だけでなく、保険者協議会の意見を聴くこととした。(医療法第30条の4第14項)	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
34	医療計画の内容の充実	平成26年3月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。 また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	①「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた医療計画について 平成27年度より都道府県は医療計画の一部として地域医療構想を策定することとなっている。 そのため、「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた通知(情報通信技術(ICT)を活用する際の標準的な規格等について(平成26年10月23日付医政局研究開発振興課長・政策統括官付情報政策担当参事官通知))を发出し、地域医療構想の達成を推進するために地域医療総合確保基金においてICTを活用し情報基盤等を構築する場合は、標準的な規格に配慮するよう都道府県へ周知した。 また、病床の機能区分ごとの医療需要の推計に当たっては、NDBのレセプトデータやDPCデータを用いることとしている。当該内容等をまとめた、「地域医療構想ガイドライン」を平成27年3月にとりまとめ、都道府県あてに发出したところである。 なお、地域医療構想の作成の前提となる病床機能報告制度においても、インターネットの活用により、都道府県は医療機関から報告を受けることとなっている。 ②二次医療圏の範囲について 二次医療圏の設定に当たっては、都道府県あてに医療計画作成支援データブックを配布しており、各都道府県では当該データブックを活用し、医療機関からアクセス等を踏まえ、二次医療圏を設定しているところである。 また、「地域医療構想ガイドライン」では、地域医療構想の策定に当たって、構想区域は、現行の二次医療圏を原則としつつ、人口規模や基幹病院までのアクセス時間等を踏まえて設定することとしている。二次医療圏と異なる構想区域を設定した場合には、将来的に二次医療圏を見直し、構想区域と一致させることとした。	—
35	医療資源の適正配置	地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。 また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流出入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	都道府県ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数については、現行の医療施設調査や病院報告等を通じて把握することが可能である。 また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)に基づく医療法の改正により、病床機能報告制度を創設し、医療機関から都道府県に人員配置、構造設備や医療の内容等を報告することとなり、都道府県は報告された内容について公表することとなっている(医療法第30条の13)。 医師の地域・診療科の偏在については、医学部入学生員における地域枠の設定、修学資金の貸与への財政的支援や地域医療支援センターの運営費の補助等を通じて都道府県の取組を支援している。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
36	医療機関の質の評価	医療機関の質の向上を図るため、 ①DPCデータ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じる。 ②特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。	①平成27年度早期措置 ②平成26年度措置	厚生労働省 総務省	措置済	②平成26年度医療の質の評価・公表等推進事業の実施団体として、公益社団法人全国自治体病院協議会を採択した。平成26年12月時点において、114病院が参加し、一般病院指標22指標、精神科指標15指標を公表している。また、実施団体における公表の取組は、事業終了後も継続することとしている。	①今後公募実施予定の平成27年度医療の質の評価・公表等推進事業の公募要領において、実施医療機関及び公表する評価指標の範囲の拡大を促すような要件を設定する。
37	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	平成27年度より都道府県は医療計画の一部として地域医療構想を策定することとなり、病床の機能区分ごとに医療需要の推計を行うこととなっている。当該内容等をまとめた、「地域医療構想ガイドライン」を平成27年3月にとりまとめ、都道府県あてに発出したところである。 特例病床制度については、すでに各都道府県において十分に周知がなされているため、今後も都道府県から照会があった場合には適切に対応してまいりたい。	—
38	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。	(病床稼働状況の調査) 平成26年度措置 (非稼働病床の削減方策) 平成26年度検討・結論	厚生労働省	措置済	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)に基づく医療法の改正により、病床機能報告制度を創設し、都道府県は稼働病床数と非稼働病床数についても把握することができることになった(医療法第30条の13)。また、都道府県は、公的医療機関等に対する非稼働病床の削減命令に加え、民間医療機関に対しても、医療計画の達成の推進のために特に必要があると認める場合には、非稼働病床の削減の要請を行うことができることとなった(医療法第7条の2、第30条の12)。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
39	病床規制の柔軟な運用	既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。	措置済み	厚生労働省	措置済	二次医療圏を越えて病院等の移転が行われる場合や複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合が行われる場合については、特例病床の一つとして取り扱うこととしているところ(平成10年7月27日付厚生労働省健康政策局指導課長通知)であり、都道府県から照会があった場合には、その旨を説明するなど必要な周知を図っている。	—
40	7対1入院基本料の在り方の検討	急性期医療を担う医療機関にのみ7対1入院基本料が適用されるよう、平成26年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7対1入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	検討中	平成26年度診療報酬改定の影響等について、現在、入院医療等の調査・評価分科会において調査を実施中。	入院医療等の調査・評価分科会における調査結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会で議論を行う。
41	地域医療支援センターの実効性向上	地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。	措置済み	厚生労働省	措置済	地域医療支援センターの業務委託については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成26年厚生労働省令108号)に基づく医療法施行規則の改正により、地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認められた者に対しては、地域医療支援センターの事業委託が可能である旨を定めたところである。当該都道府県知事が認められた者には、地域の中核を担う病院が含まれる旨を周知している。	—
42	プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	検討中	①総合診療専門医を含む新たな専門医について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の検討を行っている日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。 ②「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、地域医療介護総合確保基金を設け、都道府県計画に基づいた事業を開始した。具体的には、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などである。	①平成27年度予算案において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上。 ②総合診療専門医を含む新たな専門医に係る検討が行われているところであり、その結果が出次第、平成27年度に医療広告制度の見直しのための検討会を開催し、結論を得る。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑤生活の場での医療・介護環境の充実							
43	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置をとる。 また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	検討中	平成28年度診療報酬改定に向けて、外来応需体制のない医療機関に係る要件を検討するという結論を中央社会保険医療協議会において得た。 なお、外来応需体制のない医療機関に対する診療報酬上の評価が設定されていないことから、具体的な要件等は、診療報酬改定と併せて検討し、実施する必要がある。 また、開設要件については、今後全国会議等の場で入念的に周知を行い、例示のあった診療所開設におけるエックス線装置の設置は法令上必須としていない旨明確化する。	外来応需体制のない医療機関に係る要件の明確化については、平成28年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会で議論を行う。 開設要件については平成27年度中において全国会議等の場で入念的に周知することとする。
44	特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善	平成27年度から入所基準が原則要介護度3以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省	措置済	社会保障審議会介護給付費分科会において平成27年4月の介護報酬改定の論点の1つとして、特養における医療提供の在り方についてご議論いただき、これらの議論等を踏まえて、新たに医師や看護職員等が連携して看取り介護の体制構築を推進すること等を要件として、看取り介護加算の充実などの見直しを行った。	—
45	在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善	平成26年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定において、訪問看護ステーション、医療機関及び薬局が連携し、在宅療養中の患者に対し必要な衛生材料等を提供できる仕組みの整備を図ったところ。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

46 ~ 49	46～49の項目は、④「医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築」(14頁～15頁)に記載						
---------------	--	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備							
50	未コード化傷病名の不適切な使用の削減	未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省	措置済	診療報酬明細書に記載する傷病名については、原則として定められた傷病名コードを用いるよう周知(平成26年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)しており、平成26年度には、年に数回行われる傷病名コードの整備に伴い、同義語の追加・変更があることから、その都度、傷病名コードで規定する傷病名と同一の傷病でありながら、異なる傷病名を用いて請求がなされているケースを取りまとめ、厚生労働省ホームページに一覧を掲載したところである(直近では平成27年3月実施)。 なお、DPC対象病院においては、平成26年度診療報酬改定より、医療機関における入院医療分のレセプト記載の傷病名数のうち、未コード化傷病名である傷病名の割合が「20%以上」の場合に、医療機関別係数を減算する措置を開始したところである。	-
51	診療報酬明細書データの分析可能な環境整備	転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取り組むよう支援する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	全ての医療保険者が健診・医療等のデータ分析に基づいて保健事業の実施計画の策定等を行い、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な実施が図られるように、 ・市町村国保等においては、中央・都道府県レベルで有識者からなる支援体制の構築について、財政支援を行っており、 ・被用者保険においては、データヘルス計画作成の手引き及び事例集を発出するとともに、一部の健保組合及び協会けんぽ支部において先行してモデルとなるデータヘルス計画を策定し横展開する等普及支援事業を実施した。 なお、平成27年度通常国会において提出した国保法等改正法案において、保健事業を行うに当たっては、レセプト情報等を活用して、適切かつ有効に行うものとする規定を新たに盛り込んでいる。 また、診療報酬明細書へ適切に記入、入力することについては、「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について(平成26年3月26日厚生労働省保険局医療課長通知)において、傷病が治癒した場合には、診療報酬明細書に治癒の転帰を記載するよう周知しているところである。	平成27年度以降も、 ・市町村国保等においては、引き続き有識者からなる支援体制への構築に対する財政支援を行い、 ・被用者保険においては、特に効果がある先進的な保健事業について、多くの保険者に横展開するための経費の助成を実施する予定としている。
52	52の項目は、⑥「保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備」(19頁)に記載						

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
53	診療報酬明細書の審査体制の強化	診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等の間での査定バラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	審査支払機関においては、これまでも審査の充実のため、年々、コンピューターチェックの拡充に努めているところである。また、審査に関する不合理な差異の解消のため、審査委員会の機能強化(医療顧問等の配置、審査委員会間の審査照会等)に努めると共に、審査に係る疑義解釈資料を公表することにより、不合理な差異解消に努めているところである。なお、厚生労働省としても、審査の判断基準の統一化に資するよう、疑義解釈資料の発出による診療報酬算定ルールの明確化を図っているところである。	今後も、審査支払機関におけるコンピューターチェックの拡充、審査委員会の機能強化、不合理な差異解消及び診療報酬算定ルールの明確化について、更に努めることとしている。 厚生労働省としても、引き続き、疑義解釈資料の発出による診療報酬算定ルールの明確化に努めてまいりたい。
54	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成27年3月末までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化に係る準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	内科及び歯科のリース期間等猶予中の全ての保険医療機関に対し、電子レセプト請求への移行又は免除・猶予措置の適用に関する意向を確認するため、移行確認票及び再移行確認票により、電子化に係る準備状況を確認し、当該状況について、既に厚生労働省HPへの掲載を行い、公表を行っているところ。 なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、審査支払機関より逐次勧奨を行っている。	平成27年4月診療分の電子化の普及状況について公表予定である。(平成27年度上半期措置予定)
55	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	歯科のみならず内科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成27年4月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。	平成27年度上期措置	厚生労働省	検討中	平成27年4月診療分の電子化の普及状況及び電子化対応が行われていない医療機関の状況については、審査支払機関に状況調査を依頼予定。	平成27年4月診療分の電子化の普及状況について公表予定である。(平成27年度上半期措置予定) また、電子化対応が行われていない医療機関の状況については平成27年6月下旬以降にならないと判明しない。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑧医療機関の経営基盤の強化							
56	経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化	医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	医師以外の者を理事長とする認可申請について、平成26年度(1月31日時点まで)の状況については、申請件数が31件、認可件数が31件、医療審議会の意見を聴いた件数が9件であり、また、認可要件の適正化状況については、設定された要件を満たさない場合でも医療審議会に回り総合的に判断することとなっているなど、医師以外の者が不当に門前払いされる事態は確認されなかった。	—
57	医療法人の経営の透明化・適正化	医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。 ・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること ・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること ・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策	平成26年度検討・結論	厚生労働省	措置済	「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、規制改革の内容に関して検討を行った結果、以下の結論を得た。 ・一定規模以上の医療法人に、会計基準の適用を義務付けるとともに公認会計士等による外部監査を義務付ける。 ・医療法人の業務の執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きく、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務・任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化する。 ・医療法人といわゆるメディカルサービス法人を含む関係当事者との関係の透明化・適正化が必要かつ重要であることから、学校法人等と同様に、毎年度、当該法人との関係を都道府県知事に報告させる。	左記の内容を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」を今国会に提出済。
58	医療機関における業務範囲の明確化	医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。	平成26年度上期措置	厚生労働省	措置済	平成26年8月28日付けで事務連絡「医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」を発出し、医療機関においてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品販売を行うことは、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、可能であることの周知を行った。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑨看護師の「特定行為」の整備							
59	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省	措置済	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、特定行為の内容や特定行為研修の基準等について審議していただき、その結果を踏まえて、平成27年3月13日に、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(平成27年厚生労働省令第33号)を公布した。 同令第5条並びに別表第3及び別表第4により、特定行為研修は、共通科目及び区分別科目により構成することとされ、共通科目では、臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病・臨床病態概論、医療安全学、特定行為実践を教授することとされた。	平成27年10月1日から、看護師の特定行為研修制度が施行。
60	看護師の「特定行為」における手順書の検討	医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省	措置済	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、特定行為の内容や特定行為研修の基準等について審議していただき、その結果を踏まえて、平成27年3月13日に、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(平成27年厚生労働省令第33号)を公布した。 同令第3条において、手順書には以下の6つの事項を記載することとされた。 ①看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲 ②診療の補助の内容 ③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者 ④特定行為を行うときに確認すべき事項 ⑤医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制 ⑥特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	平成27年10月1日から、看護師の特定行為研修制度が施行。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
61	看護師の「特定行為」の対象の検討	制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。	平成28年度までに随時措置	厚生労働省	検討中	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、特定行為の内容や特定行為研修の基準等について審議していただき、その結果を踏まえて、平成27年3月13日に、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(平成27年厚生労働省令第33号)を公布した。同令第2条及び別表第1により、特定行為として38の行為が定められた。	特定行為とされなかった行為のうちその実施にあたり留意が必要なものについて、看護師等がその行為を安全に行うための研修の実施が推進されるよう、平成28年度までに周知を行う。
62	看護師の「特定行為」の対象の検討	「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省	措置済	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、特定行為の内容や特定行為研修の基準等について審議していただき、その結果を踏まえて、平成27年3月13日に、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(平成27年厚生労働省令第33号)を公布した。同令第2条及び別表第1により、特定行為として38の行為が定められた。特定行為の見直しについては、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日医政発0317第1号)において、特定行為研修制度の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずることとした。	特定行為研修制度の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずる。
63	看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省	措置済	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、特定行為の内容や特定行為研修の基準等について審議していただき、その結果を踏まえて、平成27年3月13日に、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(平成27年厚生労働省令第33号)を公布した。同令第15条により、指定研修機関が特定行為研修を修了した看護師に対して特定行為研修修了証を交付したときは、1月以内に、指定研修機関から厚生労働大臣に対して当該修了証に記載した事項を報告することとしており、指定研修機関が指定を取り消された場合等に、厚生労働省において、特定行為研修の修了を証明することができる仕組みを整えた。	平成27年10月1日から、看護師の特定行為研修制度が施行。

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
1 2 3	1～3の項目は、⑦「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備」(20頁)に記載						
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始	厚生労働省	措置済	○平成27年3月26日に労働政策審議会労働力需給制度部会を開催したところ。	平成27年4月以降さらに情報の蓄積を進めていく予定。
5	5の項目は、⑧「有料職業紹介事業等の規制の見直し」(21頁)に記載						
6	6の項目は、⑨「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(22頁)に記載						

3. 創業・IT等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大							
1	動産及び債権を担保にした資金調達の仕事の改善①(動産・債権譲渡登記制度の運用の改善)	動産・債権譲渡登記において、ABLの健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合(譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。)に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省	措置済	都銀懇話会及び全国銀行協会に対して、平成26年7月18日にヒアリングを実施した上で、平成27年2月4日に次の結論を説明し、了承を得ている。 まず、動産・債権譲渡登記をした後に譲渡人の商号に変更があった場合に、登記事項証明書及び登記事項概要証明書に変更後の商号を反映してほしいとの要望については、実体法上、当初の動産・債権譲渡登記の効力によって、商号変更後に現れた第三者に対抗することができるので、当初の動産・債権譲渡登記に変更後の商号を反映させる実益が認められない。 次に、動産譲渡登記がされた後に譲渡対象となった動産の保管場所が変更された場合に、当初の動産譲渡登記に変更後の保管場所を反映してほしい旨の要望については、①保管場所の名称のみが変更された場合(譲渡対象動産の移転がない場合)には、保管場所が変わっておらず、実体法上、当初の動産譲渡登記の効力によって、名称変更後に現れた第三者に対抗することができる。したがって、当初の動産譲渡登記に変更された名称を反映させる実益が認められない。一方、②保管場所の所在地が変更された場合(譲渡対象動産が別の保管場所に移転した場合)には、保管場所が変わっている以上、そもそも実体法上、当初の動産譲渡登記の効力によって、所在地変更後に現れた第三者に対抗することはできない。したがって、当初の動産譲渡登記に変更された所在地を反映させる実益が認められない。	全ての対応を完了している。
2	動産及び債権を担保にした資金調達の仕事の改善②(動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し)	動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。	平成26年度検討・結論・措置	法務省	措置済	都銀懇話会及び全国銀行協会に対して、平成26年7月18日にヒアリングを実施した上で、平成27年2月4日に次の結論を説明し、了承を得ている。 「倉庫内にある一切の在庫」及び「取引に係る一切の債権」との表記を認めてほしいとの要望については、動産譲渡登記及び債権譲渡登記が第三者対抗要件であり、どの動産及び債権が譲渡されたのか公示する必要があることから、これに 대응することができない。 ただし、保管場所にある全ての動産を対象とする趣旨である場合には、主要な「動産の種類」を列記した上で、「A、B、C及びDその他一切の在庫」のように記載することは、差し支えないと考えられる。また、個別の債権の種類ごとに登記することを原則としつつ、①主要な債権に付随して債権が発生する場合や、②一契約に基づいて複数の異なる債権が発生する場合については、主要な「債権の種類」を列記した上で、この後に続けて「これらに付帯する一切の債権」又は「その他一切の債権」と記載することは差し支えないと考えられる。 上記説明をした上、別途、これらの記載例を作成して平成27年3月16日に法務省ホームページに掲載したほか、パンフレットにも記載し平成27年3月下旬から全国の法務局及び地方方法務局の窓口において配布している(なお、パンフレットのPDFデータを法務省ホームページに別途掲載している。)	全ての対応を完了している。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
3	動産及び債権を担保にした資金調達のための改善③(オンラインを用いた申請の利便性の向上)	動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。	措置済み	法務省	措置済	平成26年6月2日からオンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式として「事前提供方式」を導入したところ、平成27年2月における事前提供率(事前提供方式を利用することができる登記申請件数のうち、実際に事前提供方式による登記申請を受け付けた件数の割合)は、動産譲渡登記において約5割、債権譲渡登記において約3割であった。	全ての対応を完了している。
4	動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善④(動産譲渡担保権の実行の方策)	動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省	措置済	動産譲渡担保融資を利用する金融機関からのヒアリングを行ったところ、動産譲渡担保の実行方法についての情報が不足していることから、動産譲渡担保の実行方法に関するQ&A等が公開されることが望ましいとの意見があった。これを踏まえ、最高裁判所事務総局と協議したところ、このたび、東京地方裁判所のウェブサイト、「集合動産譲渡担保の目的物の占有移転禁止・引渡断行の仮処分Q&A」(フローチャートを含む。)が掲載された。	当省ウェブサイトでも、近日中に、左記経緯及びQ&Aが公表されたことについて、情報を掲載することとしている。
5	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(事業者における適切な体制整備)	特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。 また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことにより特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	措置済	特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、適正なガバナンスが実行できる体制を確保するため、支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関を整備すること等を、文部科学大臣及び経済産業大臣が定める特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する方針(平成二十六年三月三十一日文部科学省・経済産業省告示第四号)に規定し、認定の条件としている。 また、事業計画においては、支援対象、実施時期等の事業内容を記載し、事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を事業計画と合わせて提出することを特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日文部科学省・経済産業省令第二号)に規定しており、事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定していない。	引き続き、当該省令及び実施指針に基づき、適切な認定を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
6	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(業務執行法人等の統制)	国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準(文部科学大臣決定)において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省	措置済	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準及び認可申請書等の様式等(平成十六年三月三十一日文部科学大臣決定。以下「基準」という。)において、大学等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、外部有識者の助言を得つつ、当該事業者による特定研究成果活用支援事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていることと規定し、事業者による意思決定の独立性・中立性に配慮している。また、各大学が事業者を選定するに当たっては、国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会における指摘を踏まえて、認定特定研究成果活用支援事業者における技術や経営に知見のある役職員等を確保するなど、事業者が高い専門性を有することについて厳正に審査している。	引き続き、当該基準及び実施指針に基づき、適切な認定を行う。
7	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(業務執行法人等の選定)	国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省	措置済	基準において、「出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること」と規定しており、各大学において、適切に記録保持が行われている。	引き続き、当該基準に基づき、適切な認定を行う。
8	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	—	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」及び産業競争力強化法第三百三十七条に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日文部科学省・経済産業省令第二号)において、認定特定研究成果活用支援事業者は、各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に報告をしなければならないことを規定している。なお、現在のところ、報告書の提出期限を迎えていない。	各事業年度終了後三月以内の報告を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省	—	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」及び産業競争力強化法第三十七条に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令(平成二十六年三月三十一日 文部科学省・経済産業省令第二号)において、認定特定研究成果活用支援事業者は、各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に報告をしなければならないことを規定している。 なお、現在のところ、報告書の提出期限を迎えていない。	各事業年度終了後三月以内の報告を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。
10	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に設置された「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において、保険子会社ベンチャーキャピタルによる投資を促進するため、追加出資時の出資先企業に係る中小企業要件を撤廃することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 本報告書の提言を踏まえ、保険業法施行規則を改正した(平成26年11月27日公布、同月28日施行)。	—
11	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(許可制度の緩和)	高圧ガス使用量が100m ³ /日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあつては、新設・変更時に必要となる手続の簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成26年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体が調査委員会を設置し、アンケート調査等により事業者の要望を確認し、具体的な規制緩和の内容について検討中。	調査委員会の検討結果を踏まえ、平成27年度中に結論を得る。結論を得次第、必要に応じて措置を講じる。
12	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(提出用図面の書式緩和)	高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配管図について、以下を周知する。 ① 原則的にはP&ID図(※)で良いこと ② ①以外のアイソメ図(※)等の提出を求めるときは、許可に当たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること ※P&ID図：配管計装線図(2次元図)、アイソメ図：等角投影図(3次元図)	平成26年度措置	経済産業省	措置済	高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類に関しては、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について(平成15年3月31日付、平成15・03・25内院第3号)」が発効されているところ。本通達を踏まえつつ、都道府県等に対し、産業保安メールマガジンにて平成27年3月に規制改革の内容について周知を実施。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
13	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省	措置済	民間団体が調査委員会を設置し、新たな補修技術について、安全性の観点から調査・検討を行った結果、平成27年3月に、当該補修施工後の安全性担保について対策が必要であるとの結論を得た。	—
14	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度上期結論	文化庁	措置済	文化審議会著作権分科会では、平成25年6月よりのべ15回にわたり委員会を開催し、権利者、事業者、利用者の三者の意見も踏まえ、検討を行ってきた。その結果、本課題に対する法的な整理や、円滑なライセンス体制の構築に関する提言等を内容とする「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が平成27年2月に取りまとめられた。	同報告書では、クラウドサービス等の更なる発展のためには、当事者間による円滑なライセンス体制の構築が重要であることが示されているため、文化庁としても、関係当事者間での取組を見守りつつ、必要な支援を行う予定である。
15	外部委託先の監督についての明確化	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督の在り方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	金融庁	未措置	公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が主催した「金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会」の報告書を踏まえた安全対策基準の改訂に関する検討部にオブザーバとして参加し、クラウドサービス事業者への監査方法等、適切なリスク管理のあり方等について提言を行った。同検討部会の議論を踏まえ、3月24日に安全対策基準の改訂案が固まったところ。これにより金融機関におけるクラウドサービス利用の共通的な規範が整備された。周知徹底については、今後実施。 ＜安全対策基準改訂の主なポイント＞ ・事業者選定にあたっての客観的評価(安全対策水準、業務遂行能力等) ・安全対策を盛り込んだ契約の締結	FISCの安全対策基準については、改訂版の発刊準備中。 今後もFISCの安全対策基準を参考にしつつ検査・監督を行うこととしており、クラウドサービスの適切なリスク管理等について検査・監督を通じて周知徹底をはかっている。
16	中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省	措置済	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成25年10月17日付け食安発1017第1号通知)に基づき、平成26年1月から地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始した。	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書の発行について、引き続き地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
17	食品加工・輸出手続の円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省	検討中	食品衛生管理者の講習会受講者の負担の軽減について、講習会の実施団体と調整・検討を行った。	食品衛生管理者の講習会の受講者の状況等を踏まえ、講習会の受講に係る負担の軽減について検討し、講習会の実施団体と調整を行う。
18	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省	措置済	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和について、農林水産省が法務省及び厚生労働省と協議し、平成26年2月に日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、日本料理を学ぶ外国人調理師の2年間の在留が認められる制度を創設した。	—
19	梅酒の表示の適正化	業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	業界団体による自主基準の策定まで随時措置	財務省	措置済	日本洋酒酒造組合が「梅酒の特定の事項の表示に関する自主基準」を策定するに当たって、具体的な相談に対し必要な助言等を行った。 なお、当該自主基準は、平成27年1月23日の日本洋酒酒造組合理事会の決定により制定され、同日付で施行されている。	—
20	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年6月に、農業法人が加工・販売に取り組む場合における労務管理について、農林水産省と連名でパンフレットを作成し、農林水産省と共同で関係機関に対し周知を行った。	—
21	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省	措置済	見直しの結果を踏まえ、航空機製造事業法施行令を改正し、規制対象となる無人機の総重量を100kg以上から150kg以上とした。 当該政令は、平成26年3月19日に公布され、平成26年4月15日に施行された。	—
22	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和①(定款記載事項の変更)	商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省	措置済	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)が平成26年6月に公布。 本法施行(施行日は平成27年4月1日)により、目的、名称、地区以外については認可制から届出制に緩和。	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)が、平成27年4月1日に施行

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
23	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和②(役員及び議員定数の基準)	商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省	措置済	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)が平成26年6月に公布。 本法施行(施行日は平成27年4月1日)により、役員及び議員に関する定款変更は、経済産業大臣の認可から都道府県知事又は指定都市の長への届出となる。	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)が、平成27年4月1日に施行
24	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	本件は、商品デリバティブ取引に関し、現引きが認められていることから類推により、同商品の売買の代理・媒介も認められるのではないかと考えられるが、銀行が行う商品デリバティブ取引に関連して、商品デリバティブに係る商品の売買の代理・媒介が行われる局面が想定し難く、現状において、当該業務が銀行のグループ会社の業務として是認できるかどうかを判断することは困難であるとの結論に達した。 今後、業務の内容が具体化される場合には、銀行グループとして適切なリスク管理、利益相反の防止等が確保され得るものであるか等を含め、銀行グループの業務として適切かどうかについて更なる検討を行う。	左記のとおり。
25	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	保険業法施行規則第51条に規定される付随業務として、既に認められている金業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行(同条第6号)に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第100条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	保険会社の付随業務として、投信販社契約の代理又は媒介を追加することについては、固有業務との親近性の観点から困難である。	—
26	NGNアンバンドル(音声の優先制御の開放)	ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点から、NTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。	平成26年措置	総務省	措置済	NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスについては、接続事業者による提供の実現に向けて、現在、事業者間で協議が行われており、総務省はその協議を促進しているところである。 本件については、平成27年2月、サービスの実現を目指す接続事業者が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)に対し、電気通信事業法の規定により総務大臣の認可を受けた接続約款に基づく「事前調査申込み」を実施した。 現在、NTT東西がこれに対する検討を行っており、平成27年夏頃までに回答を行う予定である。	総務省としては、事業者間の協議の状況を踏まえ、NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現に必要な機能を法令に基づき開放すべきという結論が得られた場合には、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)を改正する予定である。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
②ITによる経営効率化							
27	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。	平成26年度以降 早期検討・結論	財務省	措置済	電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等について、次の①から③などの要件を緩和すると結論を得た(平成27年度税制改正大綱(平成27年1月14日閣議決定))。 ① 契約書等の金額基準の廃止 ② 契約書等について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件の廃止 ③ 電子署名の要件の見直し	—
28	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。	平成27年9月までに措置	総務省	検討中	eLTAXの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会において、平成27年9月を目処にeLTAXの改修を進めている。	一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。
29	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省	検討中	IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において、マイ・ポータル及びマイ・ガバメントのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて検討を行っている。	IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において、マイ・ポータル及びマイ・ガバメントのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて引き続き検討を行う。
30	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月までに措置	総務省	検討中	「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて、一般社団法人地方税電子化協議会において、平成27年9月を目処にeLTAX仕様の統一フォーマットの検討を行っている。	「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて、一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年9月を目処にeLTAX仕様の統一フォーマットを策定し、平成28年度に送付する分から対応する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
31	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論	警察庁 総務省	—	事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行うこととされているところ、現時点において、事業者等からの具体的な提案がなされていない。	今後、事業者等から具体的な提案が行われ次第、マネー・ロンダリング対策の必要性と取引の利便性とを勘案しつつ、具体的な検討を行う予定。
32	教育情報化の推進に関する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度検討開始、平成28年度結論	文部科学省	検討中	実証研究などの状況を踏まえつつ、「デジタル教科書」の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などについて、省内において課題を整理し、本格的な検討に向けた準備を行った。	平成27年度に専門家や保護者等の有識者による会議を設け、平成28年度までに「デジタル教科書」に関する検討を行い、結論を得る。
33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省	検討中	・土木工事数量算出要領(案)を改定 ・CIM試行業務・工事における成果品作成の手引き(案)の策定中	・CIM試行業務・工事における成果品作成の手引き(案)を平成27年5月中を目途に策定
34	建築確認申請の電子化	BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。	措置済み	国土交通省	措置済		
35	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修において措置する。	平成27年度措置	総務省	未措置	当該機能改修に係る予算要求を実施。	当該機能改修は、平成27年度中に実施予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
36	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。	措置済み	金融庁	措置済	事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面につき、電磁的方法により提供することを可能とする等の措置を盛り込んだ保険業法施行規則改正案に関するパブリックコメント(平成27年2月18日～3月19日)を実施した。	パブリックコメントの結果を踏まえ、左記保険業法施行規則を平成27年5月29日までに施行する予定。
37	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会のオンライン化)	取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。	平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)	財務省	検討中	平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、各業界団体とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行った。	引き続き、規制改革実施計画の内容に沿って各業界団体と協議を継続する。
38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	検討中	一般社団法人生命保険協会と地方税に関する取引照会の電子化についての意見交換を実施した。	引き続き、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁	—	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、業界団体及び金融機関に対するヒアリングを行ったが、導入を希望する業界団体等がなかった。	今後、オンライン化の必要性が生じた場合や業界団体等から要望があった場合には、オンライン化に関する検討を再開する。
40	金融機関に対する取引照会の一元化(生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化)	利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第順次措置	厚生労働省	措置済	生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関(要望元である生命保険協会)に対するヒアリングを行った上で検討を行ってきたところである。ところが、生命保険協会側から、生命保険業界としてオンライン化の実現にあたってのシステム整備の構築に要するコストが運用面との関係から過大となることが判明した旨の申し出があったことから、システム整備の構築を具現化することが困難との結論となった。	
41	法人の電子申告フォームの簡素化	法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	財務省	措置済	平成26年7月以降、会計ソフト開発業者と調整を行い、平成28年4月以降、法人税に関する財務諸表及び勘定科目内訳明細書を対象として、XBRL形式にデータ変換するツールを提供するとの結論を得た。	今後、必要な調達手続等を経て、平成27年度から新規システム開発を実施する予定。 なお、導入開始は平成28年4月を予定しており、導入に向け、各種広報物等を通じて利用者へ周知していくこととしている。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③産業の新陳代謝							
42 、 44	42～44の項目は、⑫「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」(31頁～32頁)に記載						
45	一般集中規制の見直し(フォローアップ状況の公開)	平成21年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成21年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。	平成26年度上期措置	公正取引委員会	措置済	平成21年度に実施したフォローアップ及び平成25年度に実施したフォローアップの結果を、それぞれ公表した。(平成26年9月25日公表)	—
46	一般集中規制の見直し(一般集中規制の在り方)	上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。	平成26年度措置	公正取引委員会	措置済	独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る弊害について公表した。(平成27年3月31日公表)	—
47	一般集中規制の見直し(事業報告制度の簡素化)	一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。	平成26年度検討・結論・措置	公正取引委員会	措置済	独占禁止法第9条第4項及び第7項に基づく事業報告制度の簡素化のための公正取引委員会規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)の改正を行った(平成27年3月31日公布、平成27年4月1日施行)。本改正では、事業者の要望を踏まえ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなどの簡素化を行った。	—
48	保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁	検討中	株主や保険契約者の保護等に留意しつつ、検討を進めているところ。	株主や保険契約者の保護等に留意しつつ、引き続き検討を行い結論を得る。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
49	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用	電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置	金融庁	検討中	業界団体や前払式支払手段発行者からのヒアリングなどを通じて、実態把握を進めている。	<p>資金決済に関する法律附則第36条においては、法律の施行後5年を経過した場合において、見直しの検討を行うこととされており、当該法規定に基づく見直しの中で平成27年度に結論を得るべく検討を行う予定。</p> <p>※法律の施行日:平成22年4月1日</p> <p><参照条文> 資金決済に関する法律 附則 (検討) 第36条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

④国民の選択枝拡大

50 、 52	50～52の項目は、⑩「ダンスに係る風営法規制の見直し」(23頁～24頁)に記載						
53	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措置	厚生労働省	措置済	自動車による食品の移動販売に関して、平成26年12月に都道府県等に対して「「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」に係る運用について」(平成26年12月26日付け食安監発1226第4号通知)を发出し、営業許可申請書様式等に係る技術的助言を行った。	都道府県等を通じて引き続き「「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」に係る運用について」(平成26年12月26日付け食安監発1226第4号通知)を周知するとともに、都道府県等における運用状況について調査を行う。
54	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザーの銀行による子会社化の解禁	金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイスに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	不動産投資助言業務は、投資判断や投資に必要な権限を委任され不動産取引を行う業務とは異なり、不動産の投資判断に対して、文書や口頭で助言することのみを行う業務であると理解するが、銀行グループの業務として、具体的にどのような顧客ニーズに対応して、どのような業務を行うことが想定されるのか判断とせず、現状において、当該業務が銀行のグループ会社の業務として是認できるのかどうかを判断することは困難であるとの結論に達した。今後、業務の内容が具体化される場合には、銀行グループの業務として適切かどうかについて更なる検討を行う。	左記のとおり。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑤エネルギー・環境分野における規制改革							
55	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入①(抜油後の容器等の処理促進のための仕組み)	微量PCB汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCBの残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性やPCB処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	措置済	有識者、関係産業界等を委員とした「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、PCB汚染油を抜いた容器の取扱いを中心に、安全を確保し環境汚染の防止を図りつつ、微量PCB汚染廃電気機器等の合理的かつ効率的な処理方針の検討を行った。	引き続き、「抜油後の容器等」の合理的かつ効率的な処理方針等の検討を行う。
56	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入②(使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み)	使用中の微量PCB含有電気機器(以下、「使用中機器」という。)について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用してPCBを無害化する場合は、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。	平成26年度措置	環境省 経済産業省	措置済	環境省及び経済産業省は、学識者、企業関係者等から組成される検討会を開催し、環境保全及び電気保安を確保した具体的な洗浄手順について検討を行った上で、パブリックコメント等必要な手続きを経て、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」を取りまとめ、公表した。これと併せて、電気事業法及び廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図った。	同手順書の適切な周知や対象機器の拡大の検討等により、使用中の微量PCB含有電気機器の処理を推進する。
57	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	河川法第17条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者(電気事業者等)が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省	措置済	多目的ダム等の共同設備について、発電を行う者(電気事業者等)が主たる管理者でない場合については、電気事業法第48条第1項の工事計画の届出の際の書類の簡素化や、(河川法における検査等)がなされている場合には、電気事業法第51条の使用前安全管理検査の対象外とすることについて、平成27年3月20日開催の産業構造審議会電力安全小委員会です承を得た。	今後省令等の改正手続を行う。
58	食品リサイクル法の見直し	現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	農林水産省 環境省	措置済	食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において、食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針の策定等について検討を行い、新たな基本方針に盛り込むことが適当な事項として、食品廃棄物等多量発生事業者が国に食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況を都道府県別にも報告し、国はこれらを整理・公表することともに、国と地方公共団体の連携を通じて食品リサイクルの推進を図ることが必要である旨整理されたところである。	食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針の策定及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の改正(平成27年夏頃を予定)

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革							
59	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化)	金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。	平成26年度措置	財務省	措置済	平成26年7月以降、各業界団体と個別に協議を重ね、業種(銀行等、証券会社、保険会社等)ごとに照会事項の用語につき、共通理解を形成した上で統一、また、照会文書の書式を統一し、各国税局・税務署に対し、平成27年4月以降、今回の協議により統一した書式を使用する旨、指示した(平成27年3月5日発遣)。	システムにより照会文書を作成している部署については、当該システムに係る所要の改修が済み次第、統一した書式を使用して照会を行うこととしている。
60	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善)	金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。 ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。 ②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。	平成26年度措置	財務省	措置済	平成26年7月以降、各業界団体と個別に協議を重ね、回答文書のサイズとして標準的なA4の用紙が入る角2型の封筒を同封の上、着払いによる特殊取扱の郵便で対応することとし、各国税局・税務署に対し、平成27年4月以降、今回の協議による取扱いを指示した(平成27年3月5日発遣)。	各局の状況により、特殊取扱の郵便の承認期間及び従前の封筒の在庫状況等を踏まえ、適切な移行期間を経て、早期に切り替えることとしている。
61	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出)	国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク(CD-R、DVD)等の電子媒体での提出を受け付ける。	平成26年度措置	財務省	措置済	上記2項目の指示と併せて、電磁的記録による回答の受付を各国税局・税務署に周知した(平成27年3月5日発遣)。	—
62	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)	地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	平成27年度措置	総務省	措置済	地方団体間で構成する協議会に対し、検討を要請済み。	地方団体間で構成する協議会において、平成27年度中に検討を進める予定。
63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	検討中	業界団体等に対するヒアリングを開始し、現在、業界団体等において、各金融機関に対し、用語・書式の統一化に関する要望調査を行っている。	業界団体等に対するヒアリングを継続し、用語・書式の統一化に関する協議を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
64	金融機関に対する取引照会の一元化(生活保護の決定・実施に関わる照会文書の用語・書式の統一化)	生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i)以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii)また、周知後には定期的にフォローアップを行う。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	(i)については平成26年に結論を得、平成27年以降順次措置、(ii)については継続的に実施	厚生労働省	措置済	平成26年度中に生命保険協会及び地方自治体と協議を行い、様式の統一について合意し、平成27年2月に地方自治体に対して通知を発送した。	平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定。フォローアップを実施する予定。
65	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。	措置済み	金融庁	措置済	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とする信託業法施行規則(平成16年内閣府令第107号)の改正を措置済み(平成26年4月1日施行)。	—
66	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	検討中	兼業による弊害を防止し、保険会社の業務の健全性を確保するという認可制の趣旨や保険会社グループのリスク管理の実態を踏まえつつ、慎重に検討する必要があることから、引き続き検討を行うこととした。 閣議決定に示された内容が実施されていない。	認可制の趣旨や保険会社グループのリスク管理の実態を踏まえつつ、引き続き検討を進める。
67	保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	検討中	保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の実態を踏まえつつ、親会社との実質的一体性から慎重に検討する必要があることから、引き続き検討を行うこととした。 閣議決定に示された内容が実施されていない。	保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の実態を踏まえつつ、親会社との実質的一体性といった観点から、引き続き検討を進める。
68	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日の休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から1年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の可否について、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	「一年」という期間の計算については、営業日以外の日も算入されるものであるが、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了すると解される。加えて、自動継続契約の締結が一年以内に完了しないことが、システム上の制約に起因するものである場合には、契約締結前交付書面の交付義務にかかる特例措置は認められるとの結論を得た。	関係業界団体へ周知を行う。